

特 記 仕 様 書

【総則】

第1条 本仕様書は、市道維持修繕業務委託「以下、業務委託という」に適用する。

第2条 成田市「以下、甲という」が発注する本業務委託の履行にあたり受託者「以下、乙という」は、「道路法」、「道路交通関係法規」、「労働基準法」、「労働安全衛生関係法規」、「千葉県土木工事標準仕様書」、及びその他関係諸法規を遵守しなければならない。

第3条 本契約書及び本仕様書に明記されていない仕様があるときは、甲乙協議して定める。

【目的】

第4条 本業務委託は、甲が行う道路維持修繕行為のうち、住民の苦情や通報により緊急を要する小規模な応急処置作業、及び甲の指示による修繕作業を行うものである。

【作業員】

第5条 応急処置に従事する作業員の構成は、下記を標準とする。

- | | |
|--------------------|----|
| 1. 土木一般世話役 | 1名 |
| 2. 普通作業員 | 2名 |
| 3. 2t積トラック（資材等積降車） | 1台 |

第6条 指示による修繕作業の構成は、通常その作業に要する機械と人員をもってする。

第7条 本業務委託は、住民の苦情や通報に対し迅速かつ確実に対処するためのものであり、乙はその責任を認識し、作業中の言動には十分配慮しなければならない。

第8条 乙は甲による作業指示で作業日の指定がないものに関して一週間以内に作業に取り掛からなければならない。

第9条 緊急を要する作業が生じた場合、乙は甲が指示した当日、もしくは次の日に作業に取り掛からなければならない。

2 長期休業（ゴールデンウィーク、お盆、年末年始等）の際は、事前に緊急連絡先を甲に提出し、乙は緊急を要する作業が生じた場合に対応できる体制を整えておくこと。

【作業計画】

第10条 本業務に係わる小規模な維持修繕作業の主な内容は、下記のとおりとする。

1. 舗装の路面に発生した穴及び亀裂等の修復。
2. 側溝及び甲蓋の取替え・修繕。
3. 排水不良箇所の浚渫及び清掃。
4. 崩落、流出土石、飛砂の片付け及び清掃。
5. 歩道及び路肩の小規模な清掃。
6. 草刈。
7. 道路施設等の取り外し、取り付け、清掃
8. 道路環境の美化、清掃。
9. 凍結、雪害に関する予防対策及び作業。
10. 道路管理上の障害物除去、運搬処理。
11. 本業務の検測に必要な写真、その他書類の整備。
12. 上記以外で甲が指示する維持修繕作業。

【作業報告】

第11条 乙は、別紙様式による作業日報、実績写真を作成し、毎月末日より10日以内に報告書を提出するものとする。但し、3月末日の本業務委託完了時には、乙はこれを直ちに提出するものとする。

第12条 乙は、作業中の交通事故、その他の異常事態、又はその恐れのあるときは、直ちに甲に連絡し、指示を受けるものとする。

【清算】

第 1 3 条 四半期ごとの出来高支払いとする。乙は、6 月・9 月・1 2 月の作業報告後 3 0 日以内に完了届を提出し、甲はその後支払手続きを行うものとする。但し、3 月末日の本業務完了時には、乙はこれを直ちに提出するものとする。

【作業区域】

第 1 4 条 作業区域は市内全域とするが、主たる作業区域は別紙委託区域の工区の範囲とする。